

ミクロネシア連邦
キャプティブ保険協会 東京でセミナー

市場動向や優遇措置を解説

ミクロネシア連邦キャプティブ保険協会（CIC）は11月4日、東京都港区の青山タイヤモンドホールで「リスクマネジメントの新しい形を
目指して」と題したキャプティブセミナーを開催した。ミクロネシア連
邦のキャプティブ保険市場の動向や設立時の優遇措置などについて専門
家が解説し、ミクロネシア連邦のキャプティブ保険産業は今後も順調に
拡大する見通しを示した。



モリ氏



フリッツ氏



佐藤氏

冒頭、あいさつした駐
日ミクロネシア連邦大使
館特命全権大使のジョン
・フリッツ氏は、参加者
に感謝の意を表すとも
に、「ミクロネシア連邦

と日本は深い絆でつなが
っている。ぜひ足を運ん
で、その良さに触れても
らいたい」と述べた。
また、ミクロネシア連
邦のエマニエル・モリ

大統領は「当連邦がキャ
プティブ保険のドミサイ
ルとして活動を開始して
以来、多くの利益がもた
らされている。今後も当
連邦の投資環境が充実に



スキリング氏



ギルタマク氏

るよう法整備に取り組み
とともに、インフラの近
代化を図っていききたい」



ミクロネシア連邦からも関係者が参加

技術協力的な
でも深めて
もらいた
い」と述べ
た。

局長のジェシー・ギルタ
マク氏は、キャプティブ
法の現状について、法改
正によって「クラス4」
のキャプティブ制度が新
たに制定されたことを強
調。それにより、自社や
関連企業以外の純粋な第
三者のリスクが正味保険
料の30%まで引き受け可
能になったことなどを説
明した。また、現在は14
社のキャプティブ保険会
社が設立されており、キ
ャプティブマネジャーの
登録数も増加しているこ
とから、今後も順調に拡
大するとの見通しを示し
た。

クスヘイブン対策税制の
概要や適用除外要件など
について解説。ミクロネ
シア連邦の法人税率は21
%であることから同制度
が適用されないと説明し
た。また、キャプティブ
がキャプティブ以外の事
業を行うことについては
は、現地の保険当局から
許可が得にくいと指摘。
再投資するためのスキ
ムとして、キャプティブ
の親会社として別の現地
法人を設立してキャプテ
イブから配当を受け取
り、そこから再投資する
方法を紹介した。

どの考えを示した。
元駐ミクロネシア日本
国特命全権大使の佐藤昭
治氏は、「日本とミクロ
ネシア連邦は歴史的に特
別な関係があり、近年は
民間企業の経済交流が活
発化しつつある。今後は

などについて解説。人口
が10万3000人である
こと、英語や8種類の先
住民族の言語を話すこ
と、4州・607島から
構成されていることなど
を説明した。

公認会計士・税理士で
水上会計事務所所長の水
上恵理氏は、日本のタッ

この後、キャプティブ
マネジメントを展開する
8社がキャプティブの活
用事例や運営体制などに
ついて解説し、ミクロネ
シア連邦のキャプティブ
制度の積極的な活用を呼
び掛けた。

投資環境を充実、インフラ近代化へ